

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和5年6月26日（月） 午前10時3分開議
議事堂全員協議会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第64号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定について
議案第67号 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負変更契約の締結について
議案第68号 あらたに生じた土地の確認について
議案第69号 字の区域の変更について

2 請願・陳情

- 陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めることについて
請願第39号 枝川災害避難所の強化拡充に関することについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	萩原隆行	委員
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	加藤恭子	委員
	薄井宏安	委員
	井坂章	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

企画部	森山雄彦	企画部長兼市長公室長
	松本竜宝	企画部参事兼企画調整課長
	薄井英里	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長

	磯崎直美	広報広聴課長
	小田倉 淳	広報広聴課係長
総務部	小倉 健	総務部長
	川崎 誠司	総務部参事兼資産経営課長
	西野 浩文	総務課長
	鈴木 寿和	総務課長補佐兼文書法制係長
	寺山 幸宏	総務課総務係長
	永井 四十三	契約検査課長
	小室 剛	契約検査課係長
	益子 昭彦	資産経営課副技正
	一家 徹	税務事務所長兼資産税課長
	磯崎 一宏	市民税課長
	内藤 奈歩	市民税課長補佐兼係長
市民生活部	白土 光伸	市民生活部長
	梅原 忠	市民生活部参事兼市民活動課長
	安 千春	市民活動課長補佐兼係長
	鈴木 健嗣	生活安全課長
	森島 邦洋	生活安全課係長
	鬼澤 哲也	生涯学習課長兼多世代交流推進室長
	大森 康寿	生涯学習課長補佐兼芸術文化振興室長
	川上 和之	生涯学習課係長
	住谷 太一	スポーツ振興課長
	鈴木 信也	スポーツ振興課長補佐
	四倉 英明	スポーツ振興課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	石崎 聡一郎	局長
	鯉沼 光人	次長補佐
	佐藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和5年6月26日（月）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時3分 開会

○鈴木（道）委員長 それでは、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案4件、請願1件、陳情1件、以上6件です。

審査の進め方につきましては、最初に議案の審査をした後、請願、陳情の審査を行います。

審査終了後、執行部から所管事項説明の申出がありますので、執行部の入替えを行い、説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、議案第64号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第64号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴いまして、関係する規定の整備をするため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正点につきましては、議案とは別にお配りしております、ひたちなか市市税条例の一部改正についてという、この資料のほうをご覧ください。こちらに基づいて説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、森林環境税の導入に伴う個人住民税の対応でございます。

○鈴木（道）委員長 説明は着座にてお願いいたします。

○小倉総務部長 着座にて失礼します。

森林環境税につきましては、国民一人一人の均等な負担により、地球温暖化の防止や災害防止等の役割を担う森林の維持増進を図ることを目的としまして、森林環境譲与税と併せて平成31年4月1日に創設をされております。

森林環境税につきましては、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であります。個人住民税均等割と併せまして、納税義務者1人につき年額1,000円を市町村が賦課徴収いたします。

課税の開始時期につきましては、この税が国民に広く負担を求めるものであるということから、その負担感に配慮するため、現在、個人住民税均等割と併せて賦課徴収をされております復興特別税の終了時期を考慮して、令和6年度から課税を開始いたします。

一方で、森林環境譲与税につきましては、森林環境整備が喫緊の課題であったため、令和元年度から都道府県及び市町村に対して先行して譲与されておりました、間伐や林業の担い手の

確保、人材育成、木材利用の促進など、森林整備の促進に関する施策に充てることとされております。

続きまして、資料の2ページの上段をご覧ください。

個人住民税の均等割につきましては、一定の所得がある方が定額で一律に課税をされるものでありまして、年税額は6,000円です。

左側の表にお示したとおり、令和5年度の年税額は6,000円で、このうち一番上の行の復興特別税、年額1,000円が終了となります。

右側の表、令和6年度からは、この復興特別税と入れ替わる形で、森林環境税、年額1,000円を徴収することになります。したがって、令和6年度からの均等割の合計税額6,000円に変更はありません。

以上が森林環境税の導入に伴う部分です。

続きまして、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の創設に伴う軽自動車税の対応についてであります。

近年、移動手段の多様化に伴いまして、電動車椅子やシニアカー、電動キックボード、それから、立ち乗り式の電動スクーターなど、新たなモビリティの開発、利用が進んでいるところです。このうち電動キックボード等につきましては、現在の道路交通法において原動機付自転車に区分をされており、免許が必要であることなど、手軽に利用するには難しいという状況になっております。

このような状況を踏まえまして、令和4年4月に道路交通法が改正されまして、一定の条件を満たす電動キックボード等につきましては、原動機付自転車の区分から、今回新たに創設された特定小型原動機付自転車に変更となり、令和5年7月1日から規制が一部緩和されることになりました。

道路交通法の改正概要ですが、資料3ページの上段の表をご覧ください。

まず、区分につきましては、原動機付自転車から特定小型原動機付自転車へ変更となります。最高速度は20キロ以下に制限をされまして、表の下の絵にありますように、ヘッドライト、方向指示器、クラクションなど一定の保安基準を満たす車種が対象となっております。

また、免許は不要となりますが、16歳未満については乗車不可とされておりまして、課税標識、いわゆるナンバープレートは必要となります。

走行可能な道路は、車道もしくは自転車道となっております。特例として、最高速度が時速6キロ以下に制限できるリミッター付の電動キックボード等についてのみ、自転車が走行可能な歩道も走行できます。

また、ヘルメットの着用につきましては、努力義務とされております。

この道路交通法の改正に併せた軽自動車税の対応につきましては、一番下の表の上から2行目にありますように、特定小型原動機付自転車、電動キックボード等は課税対象となりまして、現在の原動機付自転車と同じ区分で取り扱うこととなり、税率は年額2,000円となります。こちらの表、定額であっても、税法上は税率というふうに表示されております。年額2,00

0円の税ということでございます。

次に、資料の4ページですけれども、課税標識、ナンバープレートですが、電動キックボード等は、車体が小さく、現在のナンバープレートでは大き過ぎるということがありまして、走行時の安全性を考慮いたしまして、これは全国標準様式として、縦横10センチの割と小型のナンバープレートに変更いたします。現在、車体登録時に交付できるように準備を進めているところであります。

以上が今回の主な改正内容となりますけれども、そのほか、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化ですとか、それに伴う項ずれの対応など軽微なものを含めて、所要の改正を行おうとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 本議案の森林環境税に関わる部分についてなんですけれども、均等割というのは住民税の非課税の方にもかかるという点で、低所得の方の負担が大きい課税方式と考えます。住民税非課税の世帯の人数と世帯の割合について伺います。

○鈴木（道）委員長 一家税務事務所長兼資産税課長。

○一家税務事務所長兼資産税課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

非課税の方につきましては、森林湖沼環境税のほうはやはりかからない制度でございまして、均等割のみ課税の方とか、あと、当然、均等割、所得割が課税になる方が対象になって、課税になってございます。

（「いやいや、人数。世帯数」と呼ぶ者あり）

○一家税務事務所長兼資産税課長 はい。均等割……

（「均等割非課税の世帯数」と呼ぶ者あり）

○一家税務事務所長兼資産税課長 はい。ご質問がありました均等割非課税の世帯数につきましては……

○鈴木（道）委員長 では、一旦、宇田委員。

○宇田委員 すみません、私の質問の仕方がちょっと曖昧でしたので質問し直しますが、住民税非課税の方にも均等割はかかっているということで、そうなりますと、均等割のみかかっている世帯の人数とその割合について伺います。

○鈴木（道）委員長 磯崎市民税課長。

○磯崎市民税課長 ただいまの質問にお答えします。

住民税の均等割のみ賦課になられている人数につきましては、全体の7.5%に当たる約6,300人です。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ただいまのことは理解いたしました。

あと、これが個人住民税のみにかかるという点で、目的は国の温室効果ガスの削減やということなんですけれども、環境省の資料によれば、CO₂の排出量の全国平均は、家庭部門が18%に対して産業部門が43%という資料があります。圧倒的に産業部門からのCO₂の排出

量が多いというわけで、当然、企業の責任というものが問われるというふうに思うわけです。これは個人住民税だけなのかと、均等割がかかるのが、というところをちょっと確認したいと思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎市民税課長。

○磯崎市民税課長 ただいまの質問にお答えいたします。

森林環境税につきましては個人市民税の均等割がかかる方が対象となりますので、個人のみ賦課され、法人は対象外であります。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 森林環境譲与税のところでお聞きしたいんですけど、これは納めたお金が今度は国から、このように使ってくれということの使い道のところだというふうに思うんですが、ひたちなか市の場合は、そんなに森林が多いというわけじゃなくて、山もそんなに高いところがあるわけじゃないという意味で言うと、この譲与税の使途、使い方についてどのようになっているのかというところが非常に関心があるわけなんです。

だから、これからどういうふうにこの譲与税を使っていくのか。これは市町村によって多分ばらつきが出ると思うんですよね。ひたちなか市みたいに森林とか山がないところは何か少なくなっちゃうのかな、なんていう心配もあるんですけど、その辺について伺いたいと思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎市民税課長。

○磯崎市民税課長 ただいまの質問にお答えします。

譲与税の使い道なんですけども、森林地域であれば、当然、間伐とかそういうのに使うんですけども、本市のような森林がないようなところとか、あと都市部ですね、そういうところでしたら木材活用とかそういったものに主に使うように国のほうは想定されておりますので、今後、本市のほうでも、状況にもよりますけども、そういった形とか、あと、害虫関係で木の伐採とかそういうのも使っておりますので、今後そういうケースがあればそういう活用がされるのかなとは考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なしと呼ぶ者あり」）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第64号 ひたちなか市市税条例の一部を改正する条例改正について、反対の立場から討論します。

本議案は、2019年3月に成立した国の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に伴う市税条例の一部を改正する条例改正について定めたものが含まれています。

この法律の目的は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するためとしています。

森林環境税は、これまで県民税、市民税の均等割に1,000円上乗せして課税していた東日本大震災の復興特別住民税が今年度末で期限切れになることから、引き続き森林環境税とし

て賦課し続けようとするものです。

しかし、個人住民税の均等割は、所得割が非課税となる人にも一律の額で課税されるもので、逆進性が高い税であり、その均等割への一律額の上乗せは、低所得者の負担をさらに強めるものとなり、賛成できません。

また、環境省の資料によれば、CO₂の排出量の全国平均は、家庭部門が18%に対して産業部門が43%です。それにもかかわらず、森林環境税が賦課されるのは個人に対してだけであり、法人負担はありません。国やCO₂排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものであり、森林環境税には反対できないという立場で、反対の討論といたします。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第67号 文化会館屋上防水・外壁改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を願います。白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 ただいま議案となりました議案第67号についてご説明申し上げます。失礼ですが、着座にて対応させていただきます。

議案第67号につきましては、文化会館屋上防水・外壁改修工事の請負変更契約の締結に係る議案でございます。

内容につきましては、本工事における外壁調査の結果、足場を設置して、高層階の外壁において補修が必要なタイル及びコンクリートの欠損部が新たに見つかったことから、補修箇所の数を変更をするため、契約金額を900万9,000円増額し、3億3,015万4,000円に変更しようとするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。深谷委員。

○深谷委員 今、足場を組んでということなんですけど、当初では気がつかない場所ということではよろしいですか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長兼多世代交流推進室長。

○鬼澤生涯学習課長兼多世代交流推進室長 当初は、ある程度想定した箇所を調査した結果、箇所数を見込んで設計はしておるんですが、その後、足場を組んで、実際に耐震調査だったりの調査をかけた結果、こういった枚数に変更になったということです。

○鈴木（道）委員長 いいですか。ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 今回、契約した金額の変更の、新たな変更契約という形なんですが、実際こういう形の変更契約というのはあつてはならないと申しますか、やはり最小限度に収めるべきだと思います。金額的にも3億円を超える金額で、変更金額も800万。新たに足場を架けて、そういう部分が見つかったわけなんでしょうけど、今後こういった変更契約が出ないようにどういう防止策をしていくのか、そこのご答弁をお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 小倉総務部長。

○小倉総務部長 工事の見積りにおいて、この不具合の箇所数をまず正確に見積もるという作業はなかなか難しいんですけども、実際に足場を組んで上がってみて、タイルを一個一個、打音検査をしてみないと分からないといった部分もありますので、なかなか正確に見込むということは難しいんですが、変更増とならないようにするためには、あらかじめ少し多めに見込んでおくといった対応以外にないんですけども、そうしますと予算をかなり多めに確保しておかなければならないといったようなことにもなりますので。

その辺のバランスを考慮しながら、類似の工事等で不具合の出る確率みたいなものはある程度推測ができる部分もありますので、そういった調査研究も行いながら、なるべく変更は生じないように努めてまいりたいと考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定をいたしました。

次に、議案第68号 あらたに生じた土地の確認について、議案第69号 字の区域の変更について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第68号、第69号について、一括してご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

国の施行によります茨城港常陸那珂港区区域内の公有水面埋立工事の竣工が認可されたことに伴いまして、まず、議案第68号において、本市の区域内に面積348.82平方メートルの新たな土地が生じたことを確認いたします。

議案第68号の議案書1ページにありますように、場所は、市内大字長砂字渚地先公有水面でありまして、2に記載のとおり、面積は348.82平方メートルです。

附属の参考資料のほうに、位置図をお示ししております。表紙をめくっていただきまして、

中央埠頭の矢印でお示した箇所に、埋立てによって新たな土地が生じたものであります。

次に、議案第69号におきまして、その土地を大字長砂字渚に編入するため、字の区域を変更しようとするものであります。

議案第69号の議案書の2ページ——裏面ですね——をご覧ください。変更調書といたしまして、大字長砂字渚に変更する区域について、先ほど生じた地先公有水面の土地348.82平方メートルを指定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。宇田委員。

○宇田委員 新たに確認した土地というのは、岸壁の一部が延長されたということだと思えますけれども、この岸壁の利用状況について伺います。

○鈴木（道）委員長 薄井企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○薄井企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの新たに生じた土地は、常陸那珂港区中央埠頭のD岸壁の一部となっております。こちらは、水深12メートルで、延長300メートルで完成。そして供用が開始されまして、近年の船舶大型化に対応した7万トン級のRORO船の着岸が可能となりまして、主に建設機械や完成自動車の輸出拠点となっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この中央埠頭全体を見ますと、中央埠頭というのは、北埠頭にある石炭火力発電所で使われた石炭灰を埋め立てながら拡張されているという側面がありまして、この石炭灰の埋立てはいつから行われて、中央埠頭の埋立て面積のおよそどの程度が石炭灰の埋立てによるものなのか分かりますでしょうか。

○鈴木（道）委員長 薄井企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○薄井企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまの2つの質問にお答えいたします。

まず、こちらの火力発電所のほうが、1号機が2003年、平成15年12月に営業運転のほうを開始しております。その翌年の、2004年の平成16年1月から、火力発電のほうで使われました使用済みのもの、石炭灰のほうは、中央埠頭の地区の埋立てのほうに使用されております。

その石炭灰で埋め立てられている土地の広さにつきましては、現在、中央埠頭全体では約123ヘクタールが整備済みとなっております。そのうち石炭灰で埋め立てられている土地は、約28ヘクタールとなっている状況でございます。

○鈴木（道）委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第68号、議案第69号は、埋立てでできた新たな土地の確認と、その土地

に住所をつけるという議案であり、いずれも常陸那珂港湾建設を推し進める過程での議案であり、これ以上建設を進めるべきではないという立場から、一括して反対の討論を行います。

常陸那珂港は、総事業費6,800億円として、1992年から建設が開始され、最初に造られた北埠頭では、現在3基の石炭火力発電所が稼働し、石炭輸入の専用埠頭となっています。中央埠頭は、そこで燃やされた大量の石炭灰を埋め立てる格好の場所として開発されており、港湾建設を進める茨城県と石炭灰の処分先が必要な電力会社にとって格好の事業となっています。

世界では、CO₂の排出削減のために石炭火力発電所廃止の動きが加速する中、火力発電所を温存し、依存しながら、これ以上港湾建設を進めることはやめるべきと訴え、反対討論とします。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。

最初に、議案第68号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第69号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、請願・陳情の審査を行います。

初めに、継続審査になっております陳情第36号 市報ひたちなか及び防災マップの全世界帯配布を求めることについてを議題とします。

陳情書につきましては、お手元に写しを配付しております。

また、前回、資料の提供依頼がありました資料につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認を願います。市報の配布、閲覧状況についての資料でございます。

それでは、早速何かご意見等ありましたら発言を願います。宇田委員。

○宇田委員 今回、資料を提出していただきまして、新たな電子媒体を使った周知方法によってこれだけの閲覧数があるとかということが分かったわけです。しかしながら、この陳情者が求めていることというのは、10年以上前から危機感を持って、市政懇談会等でも問題提起をしてきましたと。でも、一向に変わらず、自治会の加入者はどんどん減って、紙媒体での市報が届けられる人たちがどんどん減っていくということに危機感を持っているわけです。

一方では、紙媒体以外の電子媒体でのそういう技術の進展というものもあったわけですが、本当に必要な人に情報が届けられているのかということをチェックするのは市の側にあると思うわけです。その点、どのように本当に必要な人に届いているのか届いていないのかということをチェックすることが市でできているのかと。あるいは、それが必要と思っているのかということからかもしれないんですけど、その辺り、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎広報広聴課長。

○磯崎広報広聴課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今お手元にお配りいたしました資料のとおりなんでございますが、現在、自治会を通して、市報、紙媒体の市報ですね、こちらをポストや玄関先までお届けしているところがございます。実際にその市報をお届けした方が必ず読んでいるかというのは、残念ながら当方のほうではチェックできておりません。

ただ、無理やり読めと、お届けしたものは必ず読んでくださいというようなことは、ちょっとこちらのほうでもできませんので、市報を見たいと思う方が見られる状況をつくること、こちらが市からの情報をお届けするということだと考えております。

その考え方からいたしますと、市内各所の公共施設へ設置したり、あるいはLINEやツイッターで市報の発行をお知らせすることも、見たいと思われる方は見ることができるという状況をつくることにはなっているかと思っておりますので、情報通信技術の進展によりまして、以前よりは情報をお届けする幅が広がったものと考えております。

その一方で、例えば、自治会に加入していない。その上で、近くの市報を取りに行くことも難しい。あるいは、同じ世帯にインターネットを閲覧できる方がいないというような世帯について、その世帯で、なおかつ情報を見たい、市報を見たいという方についてはどのように情報をお届けすべきか、別に検討する必要があるかと考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 最後に、別に検討する必要があるというご答弁だったんですけど、そこがずっと問題になっていると思うんですね。だから、その検討をどうするのか。どういう答えが出ているのかみたいのところ、そこそこが大事なんですね。ただ検討しますで終わっては、もうこれは10年来の問題ですから、そこはどうなんでしょうか。

○鈴木（道）委員長 磯崎広報広聴課長。

○磯崎広報広聴課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

そのような方、もうインターネットも見れないし、どこか市内にちょっと歩いて取りに行くというのも難しいという方になりますと、ご自宅から出るのが難しいという状況かと、こちらのほうでは分析しております。

そうしますと、そういう方にお届けする方法としては、一つにはでございますけれども、まだ予算措置も何もしていない状態なので、確実にこれということは申し上げられませんが、一つには、個別の郵送という方法もあるかと考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに意見等ございますか。深谷委員。

○深谷委員 資料をありがとうございます。10年間というか、当初の、それこそ市報しかない時代から比べて、また、今の社会情勢、社会状況を考えるの対応という中では、事、市報だけではないですけども、ひたちなか市としても改善をしているんだろうと思います。

今回、自治会以外、全棟ということで、自治会から加入は、これまでもいろいろメリットもあって、入れるたびに、その家庭とか、いろいろ分るとかというのもあるだろうし、ただ、もう一方で、やっぱり全員にとというのは本当にどこまでいけるかなというのは、ちょっと私自身も不安を思うんです。

まず、例えばいろいろ調査をやっていると思うんですけど、市の調査の中で、市報を見ている世帯、見ている方にとってその市報が、さっき課長が言っていましたけども、中身までは分からないんですけど、必要だなというふうに思っているのか。

あとは、自治会に入らない世帯が2割と、この方は言っていたかな。その2割というのは、僕が個人的に思うのには、若い方がウエートとしては高いのかなと。あとは、先ほど言った、体が不自由でなかなかそういうことができないということがあるので、いま一度、何かの調査とともに、市報というか、市の配布物等についての調査的なものが、やられていけば概略でいいんですけど、もしやられてなければ、そういうことも土台にして、全体的なところで。

ただ単に全棟配布ということではなくて、実際に必要ないという方もおられるし、電子で出ているので紙は要らないという方の声も我々は聞いておりますので、そういう点で調査的なところが必要だと思うんですけど、まず、その辺についてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 磯崎広報広聴課長。

○磯崎広報広聴課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

私どもも、実際に、市報が紙で欲しいのか、あるいは、情報的には自分から取りに行くから、わざわざ送ってもらわなくていいよという方がどのくらいいらっしゃるのかというのにつきましては、日々の声は聞いておりますけども、全体としての傾向というのは分からないというのが実情でございます。

そういう意味では、市民意識調査がどの程度まで調査できるかは分からないんですけども、そういう機会に、市報をどのくらい必要としていらっしゃる方がいるのかというような調査は、一度やってみてもいいんじゃないかと考えております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 ぜひやっていただいて、本当に1人、2人の意見ということになるとなかなか難しいと思うので、大体のところ、何か違った意味の方向が見えるかなと思います。

また、今、自治会からお願いしているところですが、恐らくポスティングか新聞折り込みとかになるんだと思うんですけど、もし分かればですけども、概略的なところで、ひたちなか市の部数、世帯数とマッチングが取れるかどうか分かんないんですけど、経費的なところというのは、現時点でもし分かれば、大体でいいですけどお伺いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 梅原市民生活部参事兼市民活動課長。

○梅原市民生活部参事兼市民活動課長 質問にお答えいたします。

市報の配布に係る経費、自治会を經由して配布する分だけでございますけれども、まず、市報等の配布業務、物流会社さんに委託をしまして、各自治会の班長さんとかに配っていただくというのが一つ。

もう一つが、市報の仕分業務といたしまして、シルバーセンターにやっていただいているんですけども、発行元というか、茨城新聞のほうから届けてもらって、市報だけではなく、行政配布物が毎回ございますね。それを差し込んで入れてもらうという作業をしているのが一つ。

もう一つが、市政連絡事務委託と言いまして、こちらが自治会のほうに委託をして、配布したものを各戸に配ってもらうシステムですね。組長さんとか班長さんとかにお願いをして配ってもらう。それを自治会と契約しております。

その3つの委託契約の実績でございますが、令和4年度の実績としまして、約4,050万円ほどかかっております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 ありがとうございます。

恐らくポスティングとか何か、ずっとまた、なかなか難しいと思うんですけど、その辺も、現時点ではやっぱり分からないところもあるし、私の意見としましては、今回、意識調査もやっていただければ、そこに市報の部分とか配布物というところで、いろいろ配るときに今後どうすればいいかなということは必要かなというふうに思っていたり、経費についても、現時点ではない、ポスティング、新聞折り込み等でどのぐらいなのかなとか。

やっぱりメリット、デメリット、いろいろ現段階ではあると思うので、現時点で、この陳情に対して、我々のほうでも今日結論を出すというのは非常に難しく、私も何点か今、どうかなというところがあるので、これはもうちょっと時間を取って、今、もし分かる範囲であれば、例えばポスティングの概算額とか、そういうのを次回にでも教えていただきたいなというのと。

さっき課長が、確かに読んでいるか読んでないかとかいうのは全然分からないとは思いますが、もし若い人たちに聞いて、ウェートの的には、いや、もう紙は要らないとか、何かそんな声も聞ければなということもいろいろ踏まえて、現時点での、今日の結論というのは非常に難しいかなと思うので、今回は、今言った中身を踏まえて、継続をしていただきたいなということで、意見を申し述べておきます。

○鈴木（道）委員長 ほかの委員の皆様、ご意見等ございませんでしょうか。宇田委員。

○宇田委員 私も、おおむね、さらに調査を進めるという形でいいと思うんですけども、考え方の根本には、一つには、この方の、市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求めているわけですが、全世帯配布というのを紙媒体で配布せよということに限定せずに、情報発信の技術などもありますから、それも含めて全世帯に配布されているのかという、ちょっと広義に捉えてもいいのかなと私は思っているところなんです。

もう1点は、単に情報をポーンと、全市民に行けばそれでいいのかという、そうではなく

て、この趣旨の中でも、災害時のことなどを心配しているわけなんですよね。だから、単に情報が行けばいいだけじゃなくて、その情報がどう使われるのか、その情報によってどういうふうに市民の安全が守られるのかと。便利な生活というんですか、ができるのかということまで含めてのことを、この方はこの趣旨の中に書いているのかなというふうに思っているんです。

でも、しかしながら、その最初の一步としては、情報が届いていなければ駄目だということかなというふうに私は思いながら、さらに調査を進めるということに私は賛成です。

○鈴木（道）委員長 ただいま複数の委員の皆様から、継続審査にする旨の意見が出ております。ほかにこの件についてご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、本件は慎重審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了します。

次に、請願第39号 枝川災害避難所の強化拡充に関することについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第39号について、事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等ありましたら発言を願います。薄井委員。

○薄井委員 今回の枝川災害避難所の強化拡充に関する請願ということで、今現在の枝川災害避難所の現状についてお伺いをいたします。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまのご質問にお答えします。

枝川の災害避難所につきましては、現在、指定避難所としましては、勝田第二中学校、そして枝川小学校、この2か所を指定避難所としております。そのほかに、こちらのほうの現地連絡所として2か所設置されていることと、同じく枝川自治会においては、転作センターのほうを避難所として取扱いをしておるといふふうになっております。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 そうしますと、指定避難所としての2か所じゃなくて、こちらで言う請願の内容としては、転作センターとかその付近の連絡所ということでの考えということで私は理解しているんですけど、そのような形でよろしいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 この要望については、このような形かと思われま。

その前に、市のほうの、洪水のほうの災害の防護対策についてお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

これまでも、災害経過としましては、昭和61年8月の台風10号、これにより、市内の浸

水については、365戸浸水しております。同じく、平成10年8月の台風4号に至っては、175戸に被害が及んでいる。同じく、喫緊に関しましては、令和元年10月、こちらのほうについては、台風19号が襲来し、495戸の床上浸水をしているような状況でございます。

那珂川の浸水については、無堤区間である越水や、流下能力不足による堤防の決壊などが発生している現状であるというふうになっております。

洪水が予想される場合、指定避難所である枝川小学校や、現地連絡所である枝川転作センターは、浸水想定区域に避難されることから、拠点づくりの対象とはなりません。ですので、洪水に当たっては、これらの地区については全て指定避難所となることはない、ということになっております。

今、議員のほうからお話のあった転作センターについても、危険な場所ということになっておりますので、そちらは洪水時には使うことはないというふうに考えております。

枝川地区において、災害からは命を守る行動が第一であって、ハザード内から高台の避難場所へ移動させることが最も重要であるというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 説明ありがとうございます。

そんな中でも、この枝川地区の方々は、転作センターや、隣接している公園ですか、あそこへ今避難所としての考えを持っていまして、あそこに、ここに書いてあるように土のう袋があって、私も現地を見に行ったら、土のう袋が破れていて全く機能していなかったりとか、そこが避難所としての機能、避難所としての場所として適切かどうかというのはそれぞれあると思いますけど。

いずれにしても、ここの枝川地区、先ほど説明ありましたように、ここはもう毎回毎回、那珂川が増水して、そして、支流の早戸川の逆流とか、鳴戸川があふれて、幾度となく広範囲に浸水被害を被っているところでありまして、この地区にとっては、水害というのは本当にもう、日常生活にとっても、雨が降ると、すぐ大丈夫かなと、そういうような状況の中で、避難所というものは、ほかの地区よりも非常に神経をとがらせている、そういう地区だと思うんですね。

先ほど、指定避難所のほう、学校等のほうに避難はできるということですけど、やはり機能的な避難所として、まずは初動の対応ができるような、そういう避難所の確立といいますか、整備のほうをお願いしたいということなんですけど、その点について何かご意見がありましたらお願いします。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまのご質問にお答えします。

避難所、先ほどもお話ししたとおり、浸水想定区域にある枝川地区については、最重要地域というふうに考えております。那珂川の水系については、栃木県の小口、そして、常陸大宮の野口、そして、今言う水府橋のほうの水系の高さを常に見ているような状況です。河川事務所

と、そして、水戸気象台、これらとも連携をした中で、防災対策について取り組んでいるというような状況にあります。

市としてどういうことをしているかということになりますけれども、実は、土のうの件につきましては、3月のときに自治会ともお話をさせていただいて、調整をさせていただいたところであります。実際に、こちらのほうの場所、現地連絡所というのは、市内に3か所しかありません。勝倉地区と、あとは、枝川地区の2か所です。こちらのほうに当たっては、土のう袋を枝川地区においては1,500袋置いてあるというような状況になります。

市内に、市では7,500袋を用意していて、各消防署でありますとか、水防倉庫であるとかに、様々なところに置いてあるような状況です。

実際、1,500袋というと、市内のかなり多くのところというふうになっております。こちらのほうについては、第1連絡所のほうに500袋、そして、第2連絡所のほうに1,000袋を置いてあります。こちらのほうにつきましては、令和元年の際にも、それが数多く使われることは実際のところはなかったというような状況になっています。

ただし、こちらのほうは常に使えるような状況にしておこうということで、第1連絡所を優先に、500袋については、毎年、新規採用職員にこちらのほうの土のうの入替えをさせていただいています。こちらのほうには毎年行っているような状況だったんですけども、第2連絡所については、確かに使われていないこともあって、更新をしていなかったという事実があります。こちらにつきましては、6月に、3月からお話もさせていただいていたところだったので、6月8日、そして、今週29日に、これは全部更新するような形で、予定をしているようなところでございます。

それと、枝川地区に当たっては、水防団でありますとか、消防でありますとか、これらについても土のうのほうを配備しているところでもあります。消防団と、消防につきましては、そのほかに3,000袋の土のう、そして、国の常陸河川事務所につきましては、こちら土のう3,000袋と、あとは、トン袋と呼ばれる、大型の重機を使って移動させるトン袋が65袋ほどあるというふうに確認をしておるところであります。

以上であります。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見等ございましたら発言を願います。深谷委員。

○深谷委員 今、るる、実際には、今言った浸水地域ということなので、連絡所という、恐らく地域の方の思いということで、ここにも最後に書いてある、要するに避難所強化拡充というのは、そういう管理されていないということを見受けると、恐らく不安を感じるんだろうなということもあって、このような請願を出されたという気持ちの部分と。

やっぱり全体的にも、避難所と、及びそれに類似するような、もしかして連絡所、もしくはさっき言った土のう袋だけを考えると、そういう場所が各地域にもあるかもしれないので、そういうところをぜひとも見回って点検して、拡充、強化という意味では、やっていく地域の気持ちというか、住民の気持ちも十分分かりますので、今回の請願に関しては採択ということで、私は思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、再開いたします。

ほかにご意見等ございますでしょうか。薄井委員。

○薄井委員 まず、この枝川の災害避難所の強化拡充に関する請願ということではありますが、市内に避難所が数多くある中で、特に枝川地区におきましては、頻繁に水害被害で悩まされている地区の一つであります。

その中で、現状の現地連絡所ですか、避難所として十分な備えた状況なのかと、そういうことを考えながら、やはりきちっと、住民の不安を払拭すべく、万全な体制の整備の連絡所等、避難所等を強化するべきというふうに思いますので、このたびの請願は、賛成の立場でお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 それでは、採択の方向で行います。

改めて、大変申し訳ございません、もう一度、これから討論を行いますので、簡潔にもう一度お願いいたします。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。薄井委員。

○薄井委員 先ほど述べたように、この枝川地区というのは、那珂川が増水して、様々な支流の氾濫等があり、広範囲にわたって浸水被害が多く、悩まされている地区であります。

そんな中で、市内に避難所が数多くある中で、この枝川地区における避難所、そして、現地連絡所においても十分な避難に備えられるような、そういうふうな強化の場所として設置する必要があるというふうに思われることから、今回の請願は賛成の立場でお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとするに決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了します。

暫時休憩します。執行部の入替えをします。

（執行部入替え）

午前11時2分 休憩

午前11時4分 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、執行部より説明の申出がありますので、所管事項説明に入ります。

石川町プールの廃止について、執行部より説明を願います。白土市民生活部長。着座にて説明をお願いします。

○白土市民生活部長 説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

では、早速、石川町プールの廃止についてご説明をさせていただきます。お配りしておりますA4横の資料ですね、概要を取りまとめておりますので、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、2ページでございます。石川町プールの状況につきましては、昭和39年3月竣工から60年が経過するところであり、管理棟の柱や内外壁及びプールサイドの亀裂や損傷、また、プール槽の漏水など、施設や設備の老朽化が著しい状況でございます。そのため、施設を安全に運営するための維持管理費がかさんでいるという状況でございます。

3ページへ移りまして、石川町プールの使用料収入、それと維持管理費用についてでございますけれども、左側の使用料収入についてでございます。毎年100万程度の収入がございますが、それに対して維持管理費は1,500万程度かかっているというようなことで、それ以外に修繕工事、改修工事を行う年次もあり、施設を安全に運営するための維持管理費がかさんでいるということが課題となっているところでございます。

4ページに移りまして、石川町プールの利用者の推移についてでございます。利用者につきましては、昭和40年代当時、最盛期で約5万人規模の利用がございましたが、平成24年度が1万7,117人、平成29年は1万3,493人、令和4年は9,090人と、減少傾向にございます。

また、これまで学校プール授業でも利用されてまいりましたが、プール授業の民間委託により、今後一層、利用が減少することが想定されております。

5ページへ移りまして、体育施設の在り方についてでございます。全員協議会でご説明申し上げましたとおり、令和3年度、4年度にスポーツ推進審議会におきまして、29の体育施設について、スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参照し、記載の評価項目によって評価を行っております。

6ページへ移りまして評価の結果でございますが、石川町プールは、施設の集約化や複合化、転用または廃止等の検討を行う施設として、総量コントロールとして位置づけたところでございます。

これにより、石川町プールは当面従来どおり開設をしながら、今後10年間の前期5年で施設の集約化や廃止、統合の検討を行うこととしておりましたけれども、7ページへ移りまして、令和5年3月に実施した法令で定められる3年ごとの建築基準法12条点検の結果で、建物躯体にひび割れが数多く発生している状況であり、特に管理棟躯体の剪断クラックの状況から、大きな地震に耐えられる状況ではないとの指摘を受けてございます。

8ページへ移りまして、管理棟の柱のクラックの写真を載せてございます。管理棟東側の柱16本中、損傷なしが3本、損傷の軽度が3本、損傷割れが10本となっております。写真のとおり、柱には大きなクラックが見られている状況でございます。

9ページへ移りまして、石川町プールの開設の判断でございますが、開設に当たりましては利用者の安全を第一に考える必要がございます。施設の老朽化、総量コントロールへの位置づけ、そして、12条点検の指摘を踏まえますと、管理棟を使用した開設はできないという判断をしたところでございます。

また、石川町プールの改修は現状において非常に難しいという状況にもございます。

10ページへ移りまして、石川町プールの方針についてでございますが、市といたしましては、石川町プールを廃止する方針を固めたところでございます。

しかし、60年の歴史を重ねた施設であり、市民に愛され、思い入れのある市民も多いことから、安全な開設方法が取れないかと検討をいたしました。管理棟を使用せず、安全を確保し、仮設の出入口を設けて、今年に限って、ありがたい石川町プールの意を込めて、開設することいたしました。開設方法につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

11ページへ移りまして、廃止に向けたスケジュールについてでございます。これまで、5月22日の6月庁議におきまして石川町プールの廃止案について審議を行い、廃止案について庁議決定を行っております。5月24日、市長決裁により廃止案を決定し、廃止の手続を進めることとしたところでございます。

廃止の手続を進めるに当たり、本日、総務生活委員会におきましてご説明をさせていただいております。後ほどご質問、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

市民に対しましては、市報6月25日号やホームページにより、今年の夏の開設と、その後の石川町プールの廃止について、周知を図ってまいります。

9月定例会市議会には、施設の廃止に伴い、市営プール設置及び管理条例の改正の議案を提出させていただきたいと考えております。

令和7年度には、空き家対策総合支援事業補助金を活用し、施設の解体を行う予定としてございます。

12ページへ移りまして、今後の市民プールの在り方についてでございますが、全体的な市民プールの在り方についてはまだ方針は定まっておりません。当面、佐野、馬渡、枝川プールの利用、また、民間プール、県営笠松プール、近隣市町村の広域利用を促しながら、検討してまいりたいと考えております。

市民プールの方針につきましても、3つのプールの検討をしていくため、方針を示して取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、13ページ、14ページになりますが、今年の夏の開設方法についてでございます。開設期間を短縮し、7月21日から8月13日の期間において、管理棟を使用せず、施設南側のフェンスを一部撤去して出入口を設置して、仮設テントによる更衣室や仮設トイレ等により運営をしてまいります。

14 ページに図面を記載しておりますが、左側の赤い線が利用者の動線となります。利用者が管理棟に立ち入らないよう、管理等周辺にはバリケードを設置して対応することとしてございます。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ご説明ありがとうございます。

石川町プールを廃止するというを決める過程の中で、老朽化ですので、スクラップ・アンド・ビルドの考えからすればこれはやむを得ないことだというふうに私も理解はしております。

ただ、やっぱり、その際のビルドの部分ですかね。廃止だけは決めた。だけど、市の中心にあって、市民の憩いの場として多くの家庭に親しまれてきたことを考えると、中心にあるこの場所を、単に廃止するだけでいいのかというところはあるというふうに思うんですね。この審議会などで議論はあったと思うんですけど、これを建て替えをしようというような議論というか考え方というのは示されていたんでしょうか、その辺を伺いたい。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

在り方の検討の中では、総量コントロールということで、4つの市民プール全てがそういった位置づけをされたところでございます。その中では、結局、当面開きながら、今後の5年間で検討をしていくというようなことでしたので、具体的にはこの5年間で、石川町プールに関しましては、そういうわけで、安全上の問題から、もともとは今年の答申をもらった段階では同じように開いてやっていく予定ではあったんですが、先ほどのご説明のとおり、12条点検の結果で、今年はちょっと変則的な開け方をすることになるんですけども、先行して廃止というような方針になっております。

ただ、残りの3つのプールも含めて、この5年間で今度、検討していく形になっていきますので、その中で、市民プールをどういった方向でしていくか。基本的には総量コントロールなので廃止も含めて考えなきゃいけないんですけども、その中で、残していくのか、改修して残すのか、それとも、また新たなものを造っていくのか、そういったものは今後、その中で検討されていくものと考えております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 確かに、いろいろ様々な角度から審議をされたというふうには思いますけれど、ただ、いろんなことを考えて、財政のうまい活用等も考えれば。これは廃止はやむを得ないと思いますよね、これだけ老朽化したらね。ただ、結局、市民サービスとして捉えた場合に、市の中心地にあるこのプールをなくしちゃったままでいいのかという、ここの議論が本当に起きなかったんですか。

何か、この提案だと、みんなに愛されてきて、ノスタルジー感だけは出ているんだけど、

単にノスタルジー感だけではなくて、これから前向きに、別の角度から検証するみたいな、財源はどうするかというのはあるかもしれませんが、そういう議論というのは、市としては提起しなかつたらうし、多分、提起されなければ議論は起きないということもあつたらうとは思いますが、それでいいんだらうかというのがちょっと私、思うんですよね。ちょっと考え方を聞きたいと思います。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 役割の検討の中で、プールにつきまして総量コントロールとなつた部分につきましては、基本的に、利用者が減ってきているとか、維持管理費がかさんでいるとかという部分で、スポーツ庁のガイドラインに沿つた形で整理はされてきたわけなんですけども、やはりその役割というものが変わってきていると、市民プール。

利用者が減ってきているという現状は、単純に本当に利用者が減つたのかというと、多分そうではないと思うんです。石川町プールで言えば、昭和39年当時に水難事故の防止みたいな形で造られたものが、その後、学校プールの一翼を担つたというふうに考えております。それが、学校のプールは各学校にできる中で、利用者が減ってきている。その学校のプールにしても、今は学校のプール自体も老朽化した中で、民間プールの利用になってきているというようなこともあります。

そういった利用の役割が変わってきているという中で、市民プール4つについては、総量コントロールという結果の中で、今後きっちり検討してくださいというような答申をいただいた、というふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。

利用者が減ってきているということについては、これは数字が示しているの、そのとおりでなだらうというふうに思いますけれど、60年たつて、ずっとそのまま来たという意味で言えば、新たな魅力を持ったプールとして、ちょっとみんな気持ちが離れていって、利用者が減ってきているというのもあるかもしれませんよね。

だから、本来ならば、市民にとって、市民サービスの一環としてプールを設置するという観点からすれば、スポーツ型の要素を取り入れた新しいものに建て替えていくとか、そういう時代のニーズに合つたものを取り入れていくというような検討は多分されなかつたらうと思うけれども、その、してこなかつたことが今の結果につながつちやつていて、廃止ということがすんなり決まるというふうになっているのかなとは思つたんですけれど、本当にそれでいいのかなというふうに思つているんです。

これ、石川町プール以外に、馬渡だとか堀口だとか枝川にも、学校関係の併設したところにプールがあつて、私も開設時は夏休みなどに見たことはありますけれど、それは学校で必要としたプールなのであつて、いわゆる市民プールとしては言えないんじゃないかというふうに思つたんです。それで、この石川町プールの果たしてきた役割をそこに代用させるということとはなかなか納得できないところもあるんですけど、どうですか。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 すみません、何度も繰り返になってしまうんですけど、石川町プールについては、安全上の問題から先行して、検討に乗せる前に廃止というような方向になってしまっていたところではあるんですけども、先ほどからお話ししておりますが、残りのプールを含めてどうしていくかという検討の中で、今、委員さんがおっしゃられたような、今後どういった役割が市民プールで必要なのか、そういったものには、どういった施策の中でそれを補っていくのかということは検討していかなきゃならないものだと考えております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 よく分かります。ただ、私も先ほどから言ってきたように、ビルド・アンド・スクラップというふうに言い換えたほうがいいのかもかもしれませんけれど、やっぱり市民にとって必要なものであれば建て替えるということで、前向きなやつが一つ必要だということで、これから検討していただきたいということをお願いしたいというふうに思っておりますし、ほかの、例えば近隣市町村のプールを利用するとか、笠松運動公園にもあるじゃないかとかいうふうに議論はあるかもしれませんが、やっぱり市の中心地じゃないというところで、全然違うと思うんですよ。

それから、民間プールということも言われましたけど、民間プールは大体有料でしょう。そうすると、その辺はやっぱり大いに違うんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そういうような検討が、本当は。総量コントロールとかというプロジェクト的な議論をしてきたとは思いますが、もう少しそういう要素もあっていいんじゃないかなというふうに思うんですよ。多分、これ以上やっても同じ回答になっちゃうかもしれませんが、そういう考えでおります。何かコメントがあればいただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 すみません、何度もあれになってしまうんですが、まさにそういったものを含めて、今後の検討の中で、やはり利用者も含めてご意見を伺いながら、検討していく中でいくような形になると思いますので、よろしく願いいたします。

（「なくさないでください」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 加藤委員。

○加藤委員 石川町プールの廃止につきましては、理解をさせていただきました。今年、最後ということで開設するということなんですけれども、安全性をしっかりと保った上で開設をしていただきたいと思います。

もしかすると、市民に親しまれたプールということもありまして、今年は期間が短いということもあります。想像以上にたくさんの方が、特に私たちの年代なんかは、小学校時代に授業で利用したとか、いろいろあるかと思うので、利用しようという方もいらっしゃるかなというふうにも考えております。

更衣室とか救護とか、テントで対応するということですが、どれぐらいの更衣室があるのか。また、救護室はテントということなので、具合が悪くなった方がテントの中に一時的

にでもいるということが、暑さの関係上どうなのか、ちょっと心配しているんですが、その辺はどうなのでしょう。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 建屋のほうはどうしても使えない中で、仮設のテントを利用しての開設というような形になります。

更衣室等については、ある程度のテントを連結した形で広さを確保してというようなところもあります。おっしゃるとおり、救護室については、やはりテントになりますので、なかなか炎天下の中に長時間というわけにもいきませんので、その辺は現場を運営する公社とも調整しながら、現地では安全にできるように今後進めていきたいと思っております。

○鈴木（道）委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。

せっかく長年親しまれたプールですので、最後に、本当によかったねという形で利用者の方が利用できるように、いろんな面から調査研究していただきまして、安全な運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに。薄井委員。

○薄井委員 今回、石川町プールのほうは、体育施設の在り方の評価の結果、総量コントロールに位置づけられたと。そうなったということで、今後10年の間に、5年、5年で検討を進めていくという矢先ですよね。矢先に点検をした結果、大きな地震に耐えられる状況ではないということになりました。

そうしますと、そのほかに、佐野、馬渡、枝川とか、ほかのプールもありますけど、これも同じような、点検済みということでよろしいのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 こちらの定期点検につきましては、ある一定規模の建物が対象になっておりますので、ほかの3つのプールについてはこの12条点検はやっておりません。ただ、石川町プールと違って、当然、大きな建屋がないという状況ですので、石川町プールほど危険度というか、それはないというふうに考えてはいるんですが、いずれの施設もやはり老朽化はしているというような状況がありますので、今後の検討の中で、どういった形で整理をしていくかというのは考えていく形になると思います。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 ありがとうございます。

先ほど加藤委員がお話ししたように、最後のプールの開設ということでありまして相当の方が来ると思うんですけど、これは周知、何か方法とか、いよいよ最後ですよというのは、市報とか、あるいはホームページ上でするのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 説明の中でも触れさせていただいたところなんですけども、今回、

6月25日号の市報のほうで、まずは周知を図っております。あわせて、ホームページのほうにも、同じように載せているような状況でございます。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 相当思い入れがある方が多いと思うんですけど、これ、例えば1日の入場制限とか、相当来たときの状況の対応策というのは何かお考えでしょうか。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 これまでの利用の状況ですと、さほど、そこまでということはないんですけども、おっしゃるとおり、今回最後ということになりますので、その辺につきましては、具体的に開設までに、実際に運営する公社のほうとも協議して考えていきたいと思えます。

○鈴木（道）委員長 薄井委員。

○薄井委員 最後みんなに楽しんで帰ってもらうのに、行ってみたら入れなかったという形で、最後を不平不満で終わってしまっただけでは何ら意味がないですし、あと心配なのは、先ほどからありますように、この夏も相当猛暑だということで、プレハブ、テント等で対応すると言っても、何か急病人とか体調が悪い方がいた場合に、少しでも快適なプレハブ等を用意して、エアコン完備の部屋とか、そういうものを設置しないと、やはり炎天下で、ちょっと日陰のほうに休んでいてというものも、これは到底、想像つかないと思うんですよね。

なので、そういうふうな安全策ですね、もう本当に最後になるわけですから、そういうものも全てきちっと整備した上での対応をお願いしたいと思うんですけど、その点をお伺いします。

○鈴木（道）委員長 住谷スポーツ振興課長。

○住谷スポーツ振興課長 今ご意見いただいたところにつきまして、公社のほうとも調整しまして対応したいと思えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。では、深谷委員。

○深谷委員 今と関連で、公社というのは指定管理なんだろうけど、今回はやっぱり市が主導するべきだという立場もありますし、お金も恐らく当初の予算には入っていないものを支出するということなので、ぜひとも今回に関しては、公社がということではなくて、市が主になって、公社は逆にこれまで以上のケアをしてくれというような形で取り組んでいただきたいという、要望だけしておきます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見。宇田委員。

○宇田委員 石川町プールが今年度をもって廃止ということは、その状況から理解するところでは。

一般質問の中でも、新中央図書館との関係で、石川町プールが廃止されれば、その跡地に新中央図書館を建てるということが最有力だということになっているわけなんですよ。それも8月中に決めると、新中央図書館の整備地も。

というふうになりますと、廃止はいいんですけども、じゃ、先ほどから井坂（章）委員もおっしゃっていましたが、新たに市街地に市民プールをどうするのかということでは、もうその場所には新たに造らないというところまで決定されていると。スポーツ振興課のほうで、

審議会のほうで。そういうふうに考えるということでしょうか。

○鈴木（道）委員長 白土市民生活部長。

○白土市民生活部長 石川町プールの現地に建て替えをするかというようなご質問かと思えますけれども、こちらにつきましては、昭和39年の建設された当時と、今はもうその立地環境というのが大きく変わってきていると。今で言いますと、周辺に高層のマンションが立ち並んでいて、これまでもプール利用者から、ちょっと外からのぞかれるような、そういうような声も伺っておりますので、昔と今では、立地状況というか、その環境が変わっておりますので、新たにあそこに建て替えるかということになりますと、そういう環境ではないなというふうには判断をしております。

これは、審議会の判断ではなくて、市として判断をしておりますけれども、当然、中心市街地の場所ですので、今後は、私のほうから図書館という言葉は言えませんが、適切な土地利用が今後検討されるだろうなというふうには思っております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます、いろいろご答弁。

そのプールに関してなんですけど、様々なご意見がありますが、確かに思い入れがあって、壊すという形で、大変残念な方もいらっしゃいます。

ただ、喫緊のプールの事情というのは、私もいろいろ学校の先生方とかのお話を聞きますと、屋外型のプールというのは、子どもたちはすごい抵抗があるんですね。学校のプール等での使用ももう少なくなっていると。やはり屋内型のプールに子どもたちも慣れ親しんでいて、もう屋外のプールはという、それが現実、今の若い方々の認識だと思えます。

ですから、この石川町プールの廃止についてもある程度の理解をしておりますし、新たにという部分は、また新しいコンセプトを含めて、全く新しい形でのプールの在り方というのを考えていかないと、ひたちなか市は逆に、ほかの市町村に遅れちゃうと思うんですね。そういったものを含めて、要望ですけど、ご検討いただければと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、石川町プールの廃止についてを終了します。

執行部は退席されて結構です。

（執行部退席）

○鈴木（道）委員長 次に、協議に移ります。

閉会中の所管事務調査について、まず協議をしたいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件についてご意見をお願いします。薄井委員。

○薄井委員 正副一任でお願いしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ただいま正副一任の声がございましたが、ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、正副一任にて行いたいと考えております。今回、前回我々、行政視察に行っておりますので、こうした行政視察の結果をしっかりと取りまとめるという意味合いも兼ねて、検討を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

つきましては、開催する方向で行いますが、日程につきまして、まずご相談をしたいと思います。

ただいまのご意見がありました。次回の総務生活委員会の日程ということで、日にちが、候補日が限られております。7月21日、皆様、午前、午後、ご予定はいかがでしょうか。一応、午前10時を検討しております。

それでは、ただいまの日程につきましては、7月21日午前10時としたいと思っておりますので、皆様、何とぞよろしくお願いいたします。

また、執行部のほうとも調整をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○鈴木(道)委員長 閉会中の継続調査申出について、事務局職員に説明させます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この内容で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木(道)委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査申出につきまして、何かご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、私のほうから申し上げます。

既に通知をさせていただいております、東海村議会、総務委員会との合同研修会の日程等を

再度確認いたします。

日程につきましては、7月26日（水曜日）午後1時30分からとなります。

視察案件は、ひたちなか地区開発整備についてを予定しております。

両市村議会の議長も参加されます。

また、研修会終了後には意見交換会を予定しております。

1週間前になりましたら開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を閉会します。

午前11時38分 閉会